

# 「河合会計経営支援セミナー」

～「消費税の軽減税率制度」と知っておきたい「特例事業承継税制」～

## - 開催のご案内 -

平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に(今度こそ本当に?)消費税の軽減税率制度が実施されます。この制度は日々の買い物等で消費者の方のみならず、すべての事業者の方に関係するもので、どのような対応が必要となるかなどをお話しします。

今まで、中小企業の経営者は世代交代のたびに相続税や贈与税の税負担に苦しんで来られました。成長している会社の株式の価値は業績と連動してどんどん大きくなっていき、大きな価値をもった株式を大量に持ったまま会社のオーナーが亡くなってしまった場合多額な納税を余儀なくされることになります。

「世の中の中小企業が、次世代に事業をバトンタッチしてくれるのであれば、贈与税や相続税の納税を猶予しますよ」という特例事業承継税制についてお話しします。

1. 日 時： 平成30年11月20日(火) (第1部) セミナー 14:00～16:30  
(第2部) 懇親会 16:50～18:20

2. 場 所： 岡崎市竜美丘会館 501特別会議室

3. 内 容： 「消費税の軽減税率制度」  
～新制度への対応は大丈夫ですか?～

講 師： 河合潤税理士事務所  
監査三課長 鈴木 佳宏

知っておきたい「特例事業承継税制」  
～大切なあなたの事業を次世代へ～

講 師： 河合潤税理士事務所  
監査三課 早川 薫之

4. 参加費用： 第1部 セミナー 無 料  
第2部 懇親会 5,000円(当日ご持参下さい)

是非ご参加よろしくお願ひ致します。

(前日キャンセルの場合、誠に恐れ入りますが後日上記会費を申し受けます)

アルコールをご用意しておりますので、車でのご来場はご遠慮下さい。

5. 申込要領： 下記申込書にて、河合会計事務所  
 FAX 0564-24-6838 までお送りください。  
 また、郵送・お電話からのお申込みも  
 お受け致しておりますので奮って参加下さい。  
 河合会計 (TEL 0564-21-4227)

レジは?請求書、領収書はどうなるの?会計処理は?など事業者としての軽減税率の扱いについてやさしく解説します。



6. 申込締切： 平成30年11月 2日(金)  
 整理の都合上、期日までに出席をお知らせください。

後継者は誰に、どのようなタイミングで会社を任せようか...など真剣に考える機会に!

7. 会場案内図 (岡崎市竜美丘会館)



岡崎市東明大寺町5番地1 TEL 0564-24-3951 名鉄バス 竜美丘会館前下車、名鉄東岡崎駅から徒歩約15分

## 「河合会計経営支援セミナー」参加申込書

貴社名

(参加の部類ごとの該当欄へご氏名をご記入下さい。複数人の場合で書ききれない場合には北-等で結構です)

セミナーと懇親会両方にご出席の方のご氏名

\_\_\_\_\_

セミナーのみにご出席の方のご氏名

\_\_\_\_\_

懇親会のみにご出席の方のご氏名

\_\_\_\_\_

切り取らずにこのままFAXして下さい。 0564-24-6838